

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年4月4日

福島県北建設事務所長 中川 善則

工 事 番 号	第 25-41310-0001 号
工 事 名	地域振興（公共）工事（天井改修）
質 問 事 項	
<p>1. 今回の仮設計画において、システム先行床吊足場の吊りチェーンを支持する既存構造体につきましては吊足場にかかる総重量（ローリング+資材+作業員）が耐えうる旨の構造確認はされていると考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>2. また、今回の仮設計画において、システム先行床吊足場上でローリングタワーの移動・設置が困難な場合（吊りチェーンの干渉等）、仮設計画の見直し等の協議については可能でしょうか。御教示願います。</p> <p>3. 今回の施工エリア（メインアリーナ内）に面する扉は全て施錠との記載がございますが、工事期間中は施工エリア内は完全に封鎖され施工業者のみが利用できる考えで宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>4. 本工事は入札時積算数量書活用方式の対象工事の為、内訳の数量・項目等に変更があった場合、協議は可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>5. 設計では2階からの搬出入となっておりますが、1階アリーナ内に資機材を集積する必要がある為、北側ホール等が使用可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>6. 資機材搬出入にあたり運搬車両は建物出入口直近に停車出来る事が可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>7. アリーナ内の天井部に吊りバトン・吊り照明等の機材がございますが、この機材については本工事の範囲外であり、別途工事と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 足場の自重及び積載荷重について、構造確認を行っています。なお、検討の結果、ローリングタワーは1スパンに1基となります。（図 K-07 参照）</p> <p>2. 現場条件に変更があった場合は、福島県工事請負契約約款第18条により協議の対象とします。</p> <p>3. 工事期間中は一般の利用はありません。ただし、施設管理者の立入りが必要な場合は調整のうえ、現場エリアに立入りすることがあります。</p> <p>4. 入札時積算数量書活用方式により、内訳の数量・項目等に変更があった場合は協議の対象とします。</p> <p>5. 設計においては、図 K-02 による西側出入口からの搬入を考えています。その他の出入口については、施工計画立案時に協議願います。</p>	

6. 西側出入口付近には搬入車両の停車が可能です。その他の出入口については、施工計画立案時に協議願います。
7. 本工事に吊りバトン・吊り照明等の機材は含みません。なお、工事の際に支障となる機材が確認された場合は、福島県工事請負契約約款第18条により協議の対象とします。